

# 第 361 回

## 広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 7 年 10 月 10 日)



## 第361回広島県内水面漁場管理委員会議事録

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和7年10月10日（金）午後0時53分～午後1時22分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室  
（広島市中区基町10－52）

### 2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和7年9月25日（木）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 山 崎 英 治

### 3 出席者

委員（7人） 山崎英治、宮林豊、飯尾協、笹原耕治、箕野博司、海野徹也、  
熊原一将

|       |                   |     |        |
|-------|-------------------|-----|--------|
| 県（6人） | 農 林 水 産 局 水 産 課   | 課 長 | 横内 昭一  |
|       | 〃                 | 主 査 | 三浦 健太郎 |
|       | 〃                 | 技 師 | 西田 雄介  |
|       | 西部農林水産事務所水産課      | 課 長 | 横山 憲之  |
|       | 西部農林水産事務所農林事業所水産課 | 課 長 | 寺田 誠   |
|       | 東部農林水産事務所水産課      | 課 長 | 山根 康幸  |

事務局（3人） 住吉次長、太田主任、青山技師

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第9号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

#### (2) その他

## 6 議事の経過

午後0時53分、事務局の住吉次長が第361回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は7名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、会長挨拶の後、議事録署名者に箕野委員と宮林委員を指名し議事に入った。

### 【第9号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について】

議長 それでは議事に入ります。

第9号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」を上程します。  
事務局から提案理由を説明してください。

住吉次長 （提案の理由及び根拠規定を説明した。）

西田技師 （資料1-1により、コイヘルペスウイルス病の発生状況等について説明した。）

青山技師 （資料1-2から1-3によりコイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

熊原委員 教えてもらってもいいですか。私の理解不足かもしれませんが、第1項で「広島県知事が公表された水系にコイを放流してはならない」とあります。これは、芦田川水系、黒瀬川水系、江の川水系に放流してはなりませんよという意味でいいですよね。第3項で「生死を問わず、県内の公共用水面及びこれらと連接一体と成す水面にこれを遺棄してはならない」とありますが、これは広島県内のすべての川にコイを遺棄してはならないということでしょうか。

青山技師 はい、そうですね。

熊原委員 1項と3項の関係がいまいちよく分かりません。放流という言葉の意味と遺棄という言葉の意味で分けているのか、そのあたりを教えてもらってもいいですか。

青山技師 はい、そうですね、おっしゃるとおり、放流と遺棄という言葉で分けているところがあります。放流というと、主に漁業協同組合が放流されるということを想定しております。

熊原委員 1項の守備範囲というのは、組合の方が放流することを禁止するということですか。

宮林委員 全部です。

飯尾委員 生きた個体の遺棄と放流はどこが違うということですか。

熊原委員 そうですね、1項の必要性がよく分からず、3項ですべてカバーできないのかなと思います。

三浦主査 先ほど、申し上げたように遺棄と放流というのは区別しているということにして、放流というのは、コイの義務放流というのがかつてあって、種苗放流しておりました

が、KHVの発生以降は放流を自粛しているという状況です。主には、漁業協同組合の放流が多かったのですが、一部では、愛好家団体や地域の活性化ということで、錦鯉を河川に放流するといったこともございましたので、そこも含めて放流ということです。遺棄というのは、自分がペットとして飼っているものを管理しきれなくなって生きていても河川に放すことも含めて、遺棄として区別しております。

熊原委員 放流と遺棄の定義がすごく難しいですね。放流も遺棄に入るような気もしますが、明確に使い分けているということですね。定義はあるのですか。

三浦主査 遺棄は、基本的に捨てるという意味ですが、生きていても自己の所有のものを捨てるということです。

熊原委員 放流は捨てるのではないということですか。

三浦主査 放流は捨てるではありません。

宮林委員 コイを増やさないようにする動きが当初にありました。コイがたくさん増えると死ぬので、それ処分しないといけないから、これ以上コイを追加して増やさないようにしようということで委員会指示ができた経緯があったと思います。

飯尾委員 1項だけだと放流してもよい河川もあります。

熊原委員 3項だけでいいのではないですか。

飯尾委員 3項は両方通じているはなしなので、ちょっと種類が違うものだと思います。確かに放流と生きた個体の遺棄というのが分かりにくいというのはあります。

宮林委員 去年も聞きましたが、全国的にもう発生が落ちてきているので、いわゆる特定疾病から外すという動きはないのですか。

三浦主査 広島県は錦鯉の養殖産地で海外の輸出というのが前提の業界でして、コイヘルペスウイルス自体が国際的な特定疾病ということになっていますので、海外輸出するためには、KHVの無病証明がなければ輸出ができないということがあります。それを踏まえると、国内でKHVを特定疾病から落とすというのはできないと思います。

宮林委員 でも昔で言うように、致死率がないのか分かっていますよね。

三浦主査 はい。そういう実態はあると思います。あとは国際的な扱いで、特定疾病という被害がもうないとなれば、国内でもそういう扱いができると思います。

飯尾委員 国内ではいいとしても、海外で買う側がハードルをもってくるわけだから、そこをクリアしていますという証明がないと出せません。輸出というものがなければ、国外的には必要はないと思いますが、そういう形でちゃんとやっていますというものがないと、錦鯉の輸出ができないということになるので、そちらの配慮がいると思います。特定疾病から外せという声があったので、今年どんなですかと聞いてみようとは思

ますが、錦鯉の輸出がある限りは難しいかなと思います。広島県は錦鯉の養殖が多い県ですから、逆にそこらをちゃんと制御してくださいという立場なのかもしれません。

議 長 このウイルスは何度になったら、滅菌できるとかではないですかね。冷水病であれば、23、4度くらいで滅菌できます。

(所用により熊原委員退席)

三浦主査 資料にあるように、30度以上に加温すれば、そのコイ自体は生きるというか、免疫のようなものができるという形だと思いますが、体の中からウイルスが消えるわけではないので、キャリアといって、自分は特に症状はないけど、微量のウイルスを出して、他のコイに感染させる可能性があるということです。養殖のものでも、個人のものでも、加温で治すというのは推奨されていないということです。

議 長 媒体はやっぱり鳥なのですか。

三浦主査 鳥の可能性もありますし、濃度が高ければ基本的には水を介しての感染や、接触での感染もありますが、鳥の可能性もあると思います。

議 長 全く別の水系から出てくるともあると思います。

三浦主査 カワウなどがコイを食べるというのもよく聞きますので、その可能性も十分あると思います。ですので、なかなか天然域で発生を防ぐというのは、難しいところですが、最近は発生自体が少なくなっています。自然下で免疫がついているののかもしれません。

笹原委員 これは、世界的に発生しているのですか。

三浦主査 そうです。世界的に発生しています。

笹原委員 それは日本が発生由来ですか。

宮林委員 イスラエルです。イスラエルのコイで最初に見つかりましたが、見つかったというだけで、もともとウイルス自体はあったと思います。70パーセントぐらいは死ぬと言われています。

笹原委員 基本的にはバタバタ死ぬから、調べてみましょうというので、わかるようなものなのですか。

宮林委員 10年前にバタバタ死にましたが、それから発生しなくなりました。

笹原委員 そうなのですか。

宮林委員 それが放っておいたら、そこまで死ななかったという例もあります。

海野委員 第3の当該水系の範囲というところで、県知事が公表した範囲というところで、資料の1-3に具体例がありますが、この1、2、3は過去にコイヘルペスウイルスが出たところですね。ここには、もちろん放流してはいけないということですが、出ていないところは問題ないという認識でいいですか。

青山技師　そうですね、放流等の制限の２項に記載しておりますとおり、公表された水系でないもので、なおかつ、PCR検査等でそのコイ群がウイルスの陰性であることが確認されるのであれば、特段放流を制限しているものではありません。

海野委員　これは本当に問題ないのでしょうか。

三浦主査　規定上は、発生していないところで放流はできるようになっていますが、実際としては、KHVが発生している中では、放流してないところがほとんどというのが実態です。放流ではない増殖の方法として、産卵基質を置いて、自然界での産卵を促すとか、そういった方法もあります。

海野委員　漁業権が設定されているということがあるのですね。いろいろと大変ですね。

飯尾委員　錦鯉業者でウイルスが出たら、全部殺さないといけなくなります。それで100万、1000万のコイを殺処分しても、お金は数百円出るだけです。その業者は、業を続けられなくなるってことがあります。そのため神経質になり、春と秋に、県のお世話になりながら毎年検査をする。それで、安全性を確認できた業者だけがリストに載って輸出ができるという仕組みです。

海野委員　検査数自体は減っていますか。それとも検査数は過去と一緒だけど、実際には陰性が多いという話なののでしょうか。

宮林委員　リストに搭載される際に、10個池があれば、いくつかコイを取って検査をするというような仕組みになっていて、それはずっと陰性が続いているはずです。

三浦主査　錦鯉の輸出をされる業者さんが、自分のコイを輸出するためのコイと一緒に飼ったコイを検査に出して、このコイが確かに陰性ということを証明します。

海野委員　それはどこが証明するのでしょうか。

三浦主査　検査機関は、昔は県でやっていましたが、今は環境保険協会というところが主に検査をしています。

議　長　他にございませんか。

ないようでしたら、第9号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」は、原案のとおり、委員会から指示を継続して発動することよろしいでしょうか。

全委員　はい。

議　長　異議なしということですので、第9号議案は、原案のとおり指示を継続することに決定します。

これをもちまして、第361回広島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(午後 1 時22分 閉会)